

2012年10月2日

有機農業推進に関わる政策提言第1次草案 全国有機農業推進協議会

全国有機農業推進協議会（全有協）では、来年度にも予定されている農水省の「有機農業推進基本方針」の見直し作業にむけて、全国の生産者・関連事業者・消費者の意見を反映させつつ、積極的に有機農業を発展させるための諸施策を国に求めています。以下は、そのための「タタキ台」としてまとめた「草案」です。これをもとに各地の意見を集約し、12月7・8日に開催する全国交流集会でまとめの作業に入ります。みなさんのご意見をお待ちします。

——有機農業推進法の基本理念に立ち戻って

I はじめに

有機農業推進法は、有機農業運動35年の歴史が生み出した。それは一人ひとりの有機農業者の実践を基礎に置いている。その意味でこの法律は、有機農業者立法である。また、有機農業者の持続を支えたのは、志を持った都市市民であった。その意味では、この法律は市民立法である。これは、市民運動が法律を生み出したきわめて稀な例である。そして有機農業学会有志の手による法律案と、それを受けた有機農業推進議員連盟による法案が2006年12月衆参両院で可決され、超党派による議員立法となった。こうして有機農業推進法は、有機農業者、市民、研究者、政治家が連合して作り上げた法律となっている。

このような有機農業推進法の成立過程にもとづき農水省の基本方針づくりは行われ、政策が具体的に示され、予算が確保された。現在、推進体制づくりと定めた第一期（2008～2012年度）が終了し、第二期の基本方針策定が必要となっている。

この第二期基本方針の策定に際して、これまで有機農業政策にかかわった有機農業運動による成果確認と課題をまとめ、次期基本方針の策定によって、有機農業が飛躍的に拡大していける政策を具体化するために当提言をとりまとめることとする。

II 有機農業推進法への評価

1. 有機農業推進法の理念は、第3条農業の自然循環機能の増進・農業生産の環境負荷の低減、良質な農産物・有機農産物の供給、有機生産者と消費者の連携、有機農業者の自主性の尊重が4本柱であり、これが推進法の原点である。国の有機農業の推進活動としては大きい一歩を踏み出したことは評価できるが、第1期5年の経過で施策が有機農業推進法以外の他の行政施策に変えられたり、狭められたりして、徐々に後退している。第2期基本方針策定に当たり、もう一度、有機農業推進法の理念に立ち戻る必要がある。

2. 有機農業基本方針は、推進体制の確立をめざした。都道府県で推進計画が策定されたのは、大きな前進であった。しかし、目指したことと比較すると不十分な点も多い。次の5年にむけて、もう一段高いレベルの有機農業基本方針を策定することを提案する。

3. 「第1条～6条」の再確認と評価

（第1条 目的）

- ① 基本理念
- ② 国及び地方公共団体の責務
- ③ 基本となる事項を定めることにより有機農業の推進に関する施策を総合的に講ずる
- ④ 有機農業の発展
——「総合的に講ずること」

（第2条 定義）

- ① 化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに
- ② 遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、
- ③ 農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産
——「原子力エネルギーに依存しない農業」（フクシマの現実を受け止める義務が政府にはある）、表現としては「地下資源にできる限り依存しない農業」または「持続可能な自然エネルギーにできる限り依存する農業」

有機農業推進法の理念に立ち戻る。

（第3条）—1

- ① 自然循環機能を大きく増進し、←他の農業は「増進する」有機農業の優位性評価
- ② 環境への負荷を低減するものであることにかんがみ、
- ③ 農業者が容易にこれに従事することができるように

（第3条）—2

- ① 消費者の安全かつ良質な農産物に対する需要が増大←良質であることを法的に規定
- ② 有機農業がこのような需要に対応した農産物の供給に資するものである
- ③ 農業者その他の関係者が生産、流通又は販売に取り組むことができるようにする
- ④ 消費者が容易に入手できるようにする

（第3条）—3

- ① 有機農業者と、その他の関係者と消費者との連携の促進を図りながら←提携の理念

（第3条）—4 農業者その他の関係者の自主性を尊重

（第4条 国及び地方公共団体の責務）

- ① 基本理念にのっとり、
- ② 有機農業の推進に関する施策を総合的に策定し、
- ③ 実施する責務を有する。
- ④ 農業者その他の関係者及び消費者の協力を得つつ有機農業を推進する

——現在の推進体制が、農業者や関係者の協力を得ているのかが疑問である

（第5条 法制上の措置等）

- ① 法制上の措置
- ② 財政上の措置
- ③ その他の措置

（第6条 基本方針）推進体制の確立からもう一段高いレベルの基本方針へ

III 第一期基本方針の成果と課題

（注）事業に取り組んだ当事者の意見をできるだけ入れ込むことが基本である。これからこの提言案にもとづいて意見の集約を図っていくこととする。また、具体的数字をできる限り入れ込むことによって、一般の消費者からみて信頼性における提言に結び付ける。

1. 推進計画（第7条）

成果

都道府県で推進計画が、100%の目標どおり策定されたのは、大きな前進であった。

反省点

市町村が50%以上の目標で16%といちじるしく低い結果である。

2. 有機農業新規就農者への支援（第8条有機農業者等の支援）

成果

青年就農給付金が、「150万円/年・5年間助成する。但し年間所得250万円超した場合は給付を停止する」として、2012年度創設された。新規就農者の多くは、有機農業に進んでいるので、全有協・全国有機農業推進委員会が提言した有機新規就農者支援策として評価できる。

3. 参入促進活動（第8条有機農業者等の支援）

成果

① 各地に有機農業就農希望者が相談できる窓口が設置された。

② 窓口同士の交流が進み、経験交流がブロック別に進んだ。新規就農者に対する講習が始められた。

④ 県の担当窓口・県普及員との連携が、各地で可能となった。

これらの活動を通して、就農窓口での有機農業希望者の相談相手にアプローチする道が、多様に展開される体制ができた。

反省点

市町村の担当者の参加が弱く、ブロック別の取り組みの限界が見えてきた。

4. 環境直接支払（第8条有機農業者等の支援）

成果

①全有協・全国有機農業推進委員会が提言した有機直接支払の提言への回答として、評価ができる。環境支払は、有機農業者が65%以上を占めているから。

② 計画より一年前倒して始まった環境支払は、有機農業運動の大きな前進といえる。

③ 過渡的な形態ではあるが、有機農業が面積によって評価される仕組みができたことは、右肩上がりに増えていく入口を作ったといえる。

反省点

① 「環境保全型農業を支援するのではなく、環境寄与に対する支援」という検証委員会まとめは良くない。ヨーロッパに範をとった「環境支払」であるから、環境支払いの概念をはっきりさせることが必要である。

② 2012年度開催された環境保全型農業直接支払い事業効果検証検討会は、成果を問うので既に取り組みされている者・既対象者を一定期間後は申請対象から外すとの検討結果を出している。これは、間違いである。有機農業は、技術の習得・土づくり・経営の安定に10年を要するからである。またこの環境支払で、有機農業の継続ができてるのが現状であり、新規だけにすると有機農業者が減少することになる。

③ 環境支払の検証委員会に、有機農業者や認定機関を入れなかったのは問題である。PALが入っただけで、他は学者と行政の研究機関だけだった。

5. 有機農業技術開発（第9条）

成果

① 県の技術者が現場に入って、データ化をすすめた。この結果、様々な民間技術が公的機関に移転され、有機農業の優位性を説明できる事例が増えてきた。

② 国・県・大学等の試験研究機関に、有機農業を研究する新たな世代が生み出された。

③ 農業改良普及センターでの、有機農業普及員養成が始められた。

反省点

① 研究機関のデータ化が、現場に還元されていない。さらに、民間技術を高めていくために、現場密着型の技術開発が求められる。

6. 普及啓発活動——国民の多数が「有機農業」を知る（第10条消費者の理解と関心の増進・第11条有機農業者と消費者の相互理解の増進）

成果

① ブロック別の新たなネットワークが形成された。

② 各地で県・市町村との連携が進んだ。

③ 学校給食に対する働きかけが広がった。

④ これまで参加してこなかった新しい層が集会に参加した。この活動を通して、ひとまわり多くの国民に、有機農業を広めることができた。

反省点

①マッチング事業に切り替えたことにより、広がりを作る活動は後退した。有機農業生産者が、関係者（消費者・製造業者・流通等）との連携を目指せる枠組みづくりが必要である。

課題

さらに多くの人々を引き入れていくための県レベル・市町村レベルの普及啓発活動が必要である。

7. マッチングフェアの開催（第11条有機農業者と消費者の相互理解の増進）

反省点

受託事業者にも問題がある（委託事業者選定のミス）が、事業規模も小さく効果はほぼなかった。

8. 有機JASマークの認知

反省点

国民の過半数が知らないという著しく低い状態が改善できていない。

課題

国民に周知する抜本的な対策が必要である。

9. 調査（第12条調査）

成果

① 有機農業の現状をより明確にとらえることができるようになった。

② 有機JAS認証だけでない有機農業全体の姿が見えやすくなった。

10. 有機農業モデルタウン・有機農業地域推進協議会（第13条国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業推進活動支援）

成果

- ① 国の100%助成により、国の基本方針と県・市町村の推進体制作りのタイムラグを補い推進できた。
- ② モデルタウンに取り組んだ多くの地域で、有機農業グループと市町村・JAとの連携が進められた。
- ③ 有機農業グループが地域住民との連携を図る試みが、広がった。
- ④ 有機農業グループの横の連携が容易になり、経験交流が進んだ。
- ⑤ 各地で新たな有機農業の枠組みが形成され、新しいグループが誕生した。
- ⑥ こうして、有機農業の面的拡がりが進んだ。

反省点

- ① 各県段階の推進計画が、市町村推進計画に結び付かなかった。この原因は、成果の第1点とも関係するが、今後、各県が市町村推進計画樹立を支援する具体的な政策が必要とされる。
- ② 3年で事業仕分けによりモデルタウン事業が廃止され、4年目は流通団体連名要望書等により事実上復活したが、この活動が有機農業経営・収益力強化の方向へ転換され、有機農業の地域での取り組みの推進という有機モデルタウン事業の趣旨と異なるものになり、地域への広がりを作る活動が後退した。
- ③ 有機農業研修で、研修者の住居が認められなかった。こうした生活への配慮が成果を上げようとする必要であるのに。
- ④ 総じて、助成金の支出監査で細かいカットがされている。有機農業の普及啓発活動は工業品の生産・開発ではないので、こうした執行した後の査定・カットはするべきではない。コメントして、以降の改善を勧告するのは良いが。

課題

有機モデルタウン事業は、収益向上対策に途中で変更され、有機農業の地域での取り組みが弱まった面があり、市町村推進計画のなかで、新たに地域に広がっていく有機農業支援策を講ずる必要がある。

11. 国の地方公共団体に対する援助（第14条）

成果

県が推進計画100%を達成したことは評価される。

反省点

県の推進計画の内容の不十分さと市町村の推進計画の達成率の低さがある。

12. 有機農業者等の意見の反映（第3条理念の4・第15条有機農業者等の意見の反映）

成果

①全国有機農業推進委員会（生産者・流通業者・学者・認定機関・全中・全農・有機農業技術者等を含む）は、2007年から2009年に開催された。国の有機農業の点検と政策提言において、役に立った。

②意見交換会

毎年開催されている。良くやったと評価する。

反省点 事業仕分けで全国有機農業推進委員会が廃止されたことは問題である。

課題

有機農業推進委員会に当たる組織・会合の再開

13. 政策目標・2014年度までに有機JAS50%増加

反省点

- ① 原発事故もあり、0.2%から増加していない。
- ② これは、50%増加の施策が伴っていないからである。
- ②-1有機モデルタウン事業で当初有機JAS研修が認められなかった。それが以降も影響している。
- ②-2マッチング事業でも有機JASが必要とされる事業者の取得研修を要項に入れていない。

IV 第二期基本方針への提言

1. 基本的視点

第1期は主として推進体制を確立することを目標にすえた。第2期は体制整備をふまえ、有機農業の拡大強化を中心にすすめるものとする。

- ① 有機農業推進法の基本に立ち返る。
- ② 公共的・公益的な取り組みであることを再確認する。
- ③ 地方公共団体とりわけ市町村レベルの有機農業推進を強める政策が必要である。
- ④ 地域の他の分野—教育・医療・福祉等との連携をすすめる活動が必要である。
- ⑤ 特に、エネルギー分野と有機農業は切り離せない。食とエネルギーの地域自給をすすめる政策が必要である。
- ⑥ 有機農業の（定義）第2条は、第2期拡大期にみあう内容に改正する。

第2項を追加

自然循環機能をおおいに増進し、地下資源になるべく依存しないことを目指し、安全で良質かつ健康に資する食べ物を生産する農業

2. 政策目標

提携等による販売・自給も含めて全体の有機農産物2倍（1%）、その内数としての有機JAS認証を2倍にする、戸数・面積・収穫量で。

（有機農業には自給や農的生活・提携・流通の3形態が有るが、流通のうちの1形態である有機JAS認証以外は統計で実態が掴みにくい。今後、環境支払農産物の統計の精度を上げる）。

3. 地方公共団体の推進計画

- ① 市町村が100%策定できる支援策を講じること。
- ② 有機農業の生産者数・生産面積・生産額等具体的な目標数字を掲げること。
- ③ 環境保全型農業の一部としてではなく、有機農業の総合的・体系的な推進計画とすること。
- ④ 推進計画の立案にあたって、現場の有機農業者・関係者の経験と知恵を生かすこと。
- ⑤ 地域全体に広がっていく見通しをもった拠点有機農家・拠点有機農業グループの活動を支援すること。
- ⑥ 福島県の実証圃の事例にあるように、県・市町村の改良普及員の有機農業技術の教育訓練のために有機農家の圃場を実証圃として指定して助成すること。
- ⑦ 先進有機農家の経験と知恵に学ぶとともに、農水省・一般社団法人有機JAS有機資材評価協議会の資材評価リストを

活用して、改良普及員が有機新規就農・有機転換農家を指導すること。

⑧ 地方公共団体の推進計画の具体化にあたっては、国が予算措置をすること。

4. 環境支払制度の強化発展を(環境保全型農業支援の名称変更)

① 環境支払は、地球環境の危機の中で農業・有機の環境価値(持続可能な農業)を国民が認める制度である。それは環境経営を成り立たせることに前提があるので、経営と結びついた環境評価方法を設けなければならない。

② 有機農業は、技術の習得・土づくり・経営の安定に10年を要する。現行の支援対策の強化・継続

③ 環境への寄与度合いによる係増し経費への支援

④ 長期残効農薬の中止、畦畔除草剤散布の中止した環境保全型農業(4000円/10a)

⑤ ④に生物多様性・地球温暖化防止の取り組みを加えた環境保全型農業(6000円/10a)

⑥ 有機栽培(8000円/10a)

⑦ ⑥に生物多様性、地球温暖化防止の取り組みを加えた有機農業(10000円/10a)

⑧ 水田内ビオトープ、魚道設置への補助制度

⑨ 環境支払の対象作物への消費税減免措置

⑩ 地球温暖化防止にむけた油脂作物や食用油を用いた農業機械稼働に対して、普及のための助成措置

5. 有機農業新規就農者への支援

<年間所得250万円を超した場合の給付停止>を削除した新規就農給付金制度の継続を提言する。有機農業をはじめとして農業は機械・設備等の資金が必要であり、また収量・収益・所得を増やそうという意欲を減じるからである。

6. 有機農業研修受け入れ農家等への財政的援助

有機農業においては農家等での研修が新規・有機参入希望者にとって必須であるが、研修・特に長期の研修を受け入れることは農家・団体等にとって大きな負担であり、有機農業研修受け入れ農家・団体等への宿泊施設の確保等の財政的援助が必要である。

研修受け入れ農家への支援については、地方自治体においてすでに措置されている例があるが、研修後は当該自治体での就農が条件となる場合が多く、この点も大きな制約条件となっている。研修して他の地域で就農する研修生の受け入れ助成を含め、国の施策として措置してもらいたい。

7. 戸別所得補償制度の対象・生産調整でのカウントに有機農業を認めること

かつて、生産調整でのカウントが認められていたが、規制緩和により都道府県によりカウントがされなくなっている。生産調整は、生産数量の削減のためであるから、有機農業により3年減少して7年で8割ほどに回復するのが有機農業生産の実態であるから、戸別所得補償制度の対象・生産調整でのカウント対象として認めるべきである。そして、国の強力な指導を提言する。

8. 有機農業の流通・販売の面での支援

① 有機JASの流通・製造業者との有機生産者のマッチング

マッチングフェアを開催すること、開催にあたっては、規模を大きくすること。

② 生産者・消費者の提携のための対面販売・ファーマーズマーケット、朝市等を開催すること。

③ 一般店舗での有機農産物コーナーの設置を勧めること。

④ 朝市・直売所の設置など誰もが有機農産物に接することができる機会を増やすこと、その支援を行うこと。

⑤ 流通・製造業者・消費者への普及啓発セミナー・試食会・見学会等を開催すること。

9. 有機農業者等の意見の反映

① 有機農業推進委員会に当たる組織・会合の再開

② 意見交換会の開催

②-1 全有協・日有研・IFJ・有機農業技術会議・有機農業参入促進会議等との意見交換会の開催

②-2 政策目標2014年度までの有機JAS農産物50%アップ、第2期計画の100%アップを実現する要である登録認定機関との意見交換会の開催。

①環境支払の検証委員会に、有機農業者・認定機関等の関係者を入れること

10. 政策目標を達成する手段

① 有機JAS資格者研修(農産・畜産・小分け・加工)の実施

② 県・市町村の改良普及員の有機JAS研修修了、農水省・一般社団法人有機JAS有機資材評価協議会の資材評価リストの活用

③ 有機農業研修受入先助成等を明記すること。

④ 認証料助成

長野県・高知県等の事例があるが、全県で実施する。

⑤ 環境支払

滋賀県等の事例があるが、地方公共団体の環境支払いを全県で推進する。

⑥ 有機JAS農産物の政府・地方公共団体の広報を強化する。わずかなリーフレットによるだけでなく、マスメディアを使っている広報活動により、有機農産物の普及啓発を図ること。

11. 原発被災地の有機農業再建支援(※詳細は別紙)

① 移行係数の少ない農作物の作付支援

①-1 被災地有機農産物・環境保全型農産物への消費税減免

①-2 販売先の要請された場合及び自主的な放射能検査経費の助成

①-3 作付する転換農産物の生産・加工に関わる諸経費の助成

② 損害賠償請求の適用範囲の拡大とみなし損害補償

②-1 風評被害申請権のない地域での放射能検査経費の助成

②-2 みなし損害補償制度の対策委員会の設置

③ 放射性物質汚染対策は、全袋検査で行なうこと。

③-1 島津製作所等から放射性セシウムの全袋検査機器が開発されており活用すること。

③-2 集落で1戸が100bq検出されたら集落全部が出荷停止になる措置を中止すること。

③-3 有機農業はゼオライト・粘土・腐植が有るので作物への放射性セシウム移行が少ないことが実証されており、被災地での有機農業を発展させる政策を実施すること。

以上

参考：<http://www.zenyukyo.or.jp/info/255.html>